

大阪市条例第57号

こども・子育て支援会議条例の一部を改正する条例

こども・子育て支援会議条例（平成25年大阪市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第72条第1項</u> 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。	(設置) 第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。） <u>第77条第1項</u> 及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議（以下「支援会議」という。）を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。